再就職等規制違反行為に係る調査等に関する規則

平成24年4月5日 再就職等監視委員会決定 令和2年10月20日最終改正

(総則)

- 第1条 この規則は、国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。) 第106条の16から第106条の20まで並びに第106条の21第1項及び 第2項(これらの規定を独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通 則法」という。)第54条第1項及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第6 5条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告、調査及び勧告 に関し、運用上必要な事項を定めるものである。
- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 一 再就職等規制違反行為 法第106条の2から第106条の4まで(通則法第54条第1項において準用する場合を含む。)の規定又は自衛隊法第65条の2から第65条の4までの規定に違反する行為をいう。
 - 二 役職員 法第106条の2第1項(通則法第54条第1項において準用する場合を含む。)に規定する役職員をいう。
 - 三 一般定年等隊員 自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等 隊員をいう。
 - 四 再就職者 法第106条の4第1項(通則法第54条第1項において準用する 場合を含む。)又は自衛隊法第65条の4第1項に規定する再就職者をいう。
 - 五 営利企業等 法第106条の2第1項(通則法第54条第1項において準用する場合を含む。)又は自衛隊法第65条の2第1項に規定する営利企業等をいう。
 - 六 共同調査 法第106条の19 (通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条 の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による調査をいう。
 - 七 委員会調査 法第106条の20第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法 第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による調査をいう。
 - 八 監察官 法第106条の14第1項に規定する再就職等監察官をいう。
 - 九 主任監察官 共同調査又は委員会調査を統括する監察官として委員長(委員長に事故がある場合にあっては、法第106条の7第4項の規定により委員長の職務を代理する委員。以下同じ。)が指名した者をいう。

(任命権者の報告等)

第2条 任命権者(自衛隊法第65条の8に規定する一般定年等隊員等に係る調査に おいては防衛大臣。以下同じ。)が行う次の各号に掲げる行為については、それぞ れ当該各号に定める事項及び参考となるべき事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)により行うものとする。

- 一 法第106条の16 (通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項 において準用する場合を含む。)の報告 次に掲げる事項
 - イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 役職員又は一般定年等隊員(以下「役職員等」という。)が再就職等規制 違反行為を行った疑いがある場合 当該役職員等の氏名、勤務する官署又 は事務所及び官職又は職
 - (2) 役職員等であった者が再就職等規制違反行為を行った疑いがある場合 当該役職員等であった者の氏名、離職時に勤務していた官署又は事務所、離職時の官職又は職及び離職日
 - (3) 再就職者が再就職等規制違反行為(法第106条の4第1項から第4項まで(これらの規定を通則法第54条第1項において準用する場合を含む。)の規定又は自衛隊法第65条の4第1項から第4項までの規定に違反する行為に限る。)を行った疑いがある場合 (2)に規定するもののほか、当該再就職者の氏名、当該行為時にその地位に就いていた営利企業等の名称、当該営利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた役職員等の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた官署又は事務所、当該行為を受けた時の官職又は職及び職務内容
 - ロ 再就職等規制違反行為の疑いがある行為の内容
 - ハ 再就職等規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯
- 二 法第106条の17第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8 第1項において準用する場合を含む。)の通知 次に掲げる事項
 - イ 前号イに定める事項
 - ロ調査開始の予定時期
 - ハ 実施を予定している調査の概要
- 三 法第106条の17第3項(法第106条の18第2項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)及び通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の報告 次に掲げる事項
 - イ 第1号イに定める事項
 - ロ 調査を終了した日
 - ハ 調査の経過の概要
 - ニ 調査の結果判明した事実及びその理由
 - ホ 予定する懲戒処分その他の措置の内容
 - へ 予定する再発防止対策の内容

- 四 法第106条の21第2項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8 第1項において準用する場合を含む。)の報告 法第106条の21第1項(通 則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を 含む。)の勧告に係る措置の内容
- 2 前項の書面には、再就職等規制違反行為の疑いのある行為に関する書類(電磁的 記録を含む。以下同じ)又はその写し(以下「書類等」という。)その他の必要な 資料を添付するものとする。

(共同調査)

- 第3条 再就職等監視委員会(以下「委員会」という。)は、共同調査の開始を決定したときは、共同して調査を行うこととなる任命権者にその旨を通知するものとする。
- 2 共同調査を行わせる監察官は、委員長が指名する。この場合において、複数の監察官を指名しようとするときは、そのうち1名を主任監察官としなければならない。
- 3 前項の規定により指名された監察官(複数の監察官が指名された場合にあっては、 主任監察官)は、任命権者と協議の上、調査を開始する時期、調査の態様その他共 同調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 共同調査を適正に実施するため適当と認めるときは、共同調査委員会を設置することができる。
- 5 共同調査委員会は、共同調査委員会委員長1名、同副委員長数名及び必要数の同 委員により構成するものとし、同委員長及び同副委員長のうち1名は、第3項の監 察官をもって充てるものとする。
- 6 第3項に定める監察官は、適時かつ適切な方法により、共同調査の実施状況(調査を終了したときは、当該調査の結果)を委員会に報告しなければならない。

(委員会調査)

- 第4条 委員会は、法第106条の20第1項の規定に基づき、委員会調査の開始を 決定したときは、当該調査の対象となる役職員又は役職員であった者が再就職等規 制違反を疑われる行為を行った当時の任命権者(調査の対象となる者が役職員であ る場合であって、調査を行う時点での任命権者が異なる場合には、当該任命権者を 含む。)に、その旨を通知するものとする。
- 2 委員会調査を行わせる監察官は、委員長が指名する。この場合において、委員長 が必要と認めるときは、複数の監察官を指名し、そのうち1名を主任監察官として 指名することができる。
- 3 前条第6項の規定は、委員会調査について準用する。

(調査権限)

第5条 委員会(第3条第2項又は前条第1項の規定により指名された監察官を含む。 以下この条において同じ。)は、法第18条の4(通則法第54条第1項及び自衛 隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)その他の法令の規定により委員会に属させられた権限に基づき、事情聴取、資料の提出要求その他の調査を行うものとする。

(証人喚問)

- 第6条 法第18条の3第2項において準用する法第17条第2項、通則法第54条 第2項又は自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第2 項の規定により証人を喚問しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に より出頭を求めるものとする。
 - 一 出頭を求める者の氏名、住所及び官職、職若しくは地位又は職業
 - 二 出頭を求める日時及び場所
 - 三 証言を求めようとする事項
 - 四 正当な理由がなくて喚問に応じなかった場合又は虚偽の陳述をした場合の法 律上の制裁

(書類等提出要求)

- 第7条 法第18条の3第2項において準用する法第17条第2項、通則法第54条 第2項又は自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第2 項の規定により書類等の提出を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した 書面により提出を求めるものとする。
 - 一 書類等の提出を求める者の氏名又は名称及び住所
 - 二 書類等の名称その他の提出を求める書類等を特定するに足りる事項
 - 三書類等の提出期限及び提出場所
 - 四 正当な理由がなくて書類等を提出しなかった場合又は虚偽の事項を記載した 書類等を提出した場合の法律上の制裁

(質問)

- 第8条 法第18条の3第2項において準用する法第17条第3項、通則法第54条 第3項又は自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第3 項の規定により調査の対象である役職員等又は役職員等であった者に出頭を求め て質問しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により出頭を求めるも のとする。
 - 一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 役職員等に出頭を求める場合 第2条第1項第1号イ(1)に定める事項
 - ロ 役職員等であった者に出頭を求める場合 第2条第1項第1号イ(2)に定める事項
 - 二 出頭を求める日時及び場所
 - 三 陳述を求めようとする事項

(立入検査)

- 第9条 法第18条の3第2項において準用する法第17条第3項、通則法第54条 第3項又は自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第3 項の規定により立入検査をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を 提示し、立入検査をするものとする。
 - 一 違反した疑いがある法令の規定
 - 二 立入検査を行う日時及び場所
 - 三 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合の法律上の制裁

(立入検査の証明書)

- 第10条 法第18条の3第2項において準用する法第17条第4項、通則法第54条第4項及び自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第4項に規定する立入検査をする者の身分を示す証明書は、第13条第1項に規定する再就職等監察官証とする。
- 2 前項の監察官による立入検査を補助するため事務局職員が随行する場合における 当該事務局職員の身分を示す証明書は、第14条第1項に規定する調査員証とする。

(任命権者による調査への移行)

- 第11条 委員会調査を開始した後において、任命権者に調査を委ねることが適当であると認めるときは、任命権者に対し、法第106条の18第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による調査を行うよう求めるものとする。
- 2 前項の場合において、任命権者が当該調査を開始したときは、当該調査案件に係 る委員会調査は中止するものとする。

(報告の要求等の方法)

- 第12条 次に掲げる行為は、書面により行うものとする。
 - 一 法第106条の17第2項(法第106条の18第2項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)、通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8第1項において準用する場合を含む。)の報告の要求又は意見の表明
 - 二 法第106条の18第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8 第1項において準用する場合を含む。)の調査の要求
 - 三 法第106条の20第3項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8 第1項において準用する場合を含む。)の通知
 - 四 法第106条の21第1項(通則法第54条第1項及び自衛隊法第65条の8

第1項において準用する場合を含む。)の勧告 五 第3条第1項の通知

(再就職等監察官証)

- 第13条 委員会は、監察官に対し、別記様式1の再就職等監察官証を発行し、交付 するものとする。
- 2 監察官は、法第18条の3第2項において準用する法第17条第4項、通則法第54条第4項及び自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第4項に規定する場合のほか、法第18条の3第2項において準用する法第17条第2項若しくは第3項、通則法第54条第2項若しくは第3項又は自衛隊法第65条の8第2項において準用する同法第65条の5第2項若しくは第3項の規定による調査(次条において「監察官による調査」という。)を行う場合には、前項の再就職等監察官証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査員証)

- 第14条 委員会は、監察官による調査を補助する事務局職員(次項において「調査員」という。)に対し、別記様式2の調査員証を発行し、交付するものとする。
- 2 調査員は、監察官による調査を補助する事務に従事する場合には、前項の調査員 証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附則

この規則は、平成24年4月5日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月20日から施行する。